

離婚による慰謝料や財産分与の税金は？

Q 事情で夫と離婚することになりました。
 養育費や慰謝料そして財産分与として、マイホームを夫から受け取りますが税金はかかりますか？

A 一般に離婚給付といわれるものの中身には、養育費、慰謝料、財産分与の3種類があり、税法上は次のように取り扱われています。
 離婚給付を受け取る妻と、支払う夫という設定で説明します。

▶ 財産（離婚給付）をもらう人

離婚給付	養育費	⇒	課税されません (所得税・贈与税 相続税など)
	慰謝料	⇒	
	財産分与	⇒	

ただし、離婚給付のうち、社会通念上の相当額を超える場合や離婚が税金を免れる場合であるときは贈与税が課税されます。

また、子どもの養育費は、日常生活に必要な額を必要なつど渡す場合には、贈与税はかかりませんが離婚に伴って一括で支払ったときは贈与税がかかる場合があります。

▶ 財産（離婚給付）を渡す人

離婚給付	養育費	⇒	課税されません ※ 土地、建物の場合は譲渡 所得(所得税等・住民税) が原則課税されます
	慰謝料	⇒	
	財産分与	⇒	

▶ 不動産の財産分与の税金

財産分与が土地や建物で行なわれたときは、夫がそのときの時価で売却したものとして譲渡所得の課税対象になります。

しかし、一定の要件を満たす場合「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」が認められていますから、売却益が3,000万円以内でしたら税務署に確定申告をすることにより夫も課税されません。

ただし、この「3,000万円の特別控除」は妻に売却した場合にはその適用がありません。

よって、離婚成立後の他人になってからマイホームの名義変更をしてください。他人に売却（財産分与）すれば「3,000万円の特別控除」が認められます。

※ 財産分与を土地や建物などで受けた人は、原則として不動産取得税の対象になります

(ワンポイントアドバイス) 離婚のときも税金のことを考えて！

※ 令和7年4月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合内容が変わります。